

令和 9 年度税制改正に関する要望（説明資料¹）

令和 8 年 8 月 4 日
千葉県税理士会
千葉県税理士政治連盟

¹ 日本税理士会連合会「令和 9 年度税制改正建議書について」より。

要望項目 1（消費税²）

² 日本税理士会連合会「令和 9 年度税制改正建議書について」（重要建議項目 4） 1 1 頁。

- 消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすべき

消費税の複数税率制度は、

- 高額な食料品購入時に恩恵が大きく、中低所得者支援の方策としては非効率であること
- 食料品等の生産や流通に要する間接経費にかかる消費税相当額が本体価格に上乗せされ、結果的に消費者段階での食料品の価格は下がらない可能性もある
- 区分経理等により事業者の事務負担が増加していること など

建議

生活者支援の方策は、対策が必要な者に直接給付される仕組みとすべき

（課税対象を定性的に区分することが難しい消費税の制度内で対策する必要はない）

要望項目 2 （ 贈与税・相続税³）

³ 日本税理士会連合会「令和 9 年度税制改正建議書について」（税制改正建議項目 2） 9 頁。

- 法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すべき

法人の事業承継についての問題点

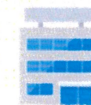
中小企業の現実

- ✓ 大企業や外資への買収・統合の増加
- ☞ 経済安全保障上の懸念
- ✓ 後継者不足等による廃業
- ☞ 地域経済の弱体化、雇用減少
- ✓ 特定資産多額保有企業への適用
- ☞ 富裕層優遇との指摘



事業承継税制

- ✓ 特例措置：令和 9 年 12 月末日で適用期限に
- ✓ 一般措置：要件が厳しく利用しにくい
- ☞ 事業承継せずに廃業する企業が増える可能性



日本経済を支える**広く多くの中小企業**の事業承継時の過度な税負担を軽減すべく、
新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すべき

建議

- 納税猶予の**適用対象資産を事業用資産に限定**すること。
- 贈与又は相続後、一定期間（例えば 5 年から 7 年）要件を満たした場合に、猶予適用額を免除する新たな制度を創設すること。
- **親族外承継における相続切替時に、受贈者単独で相続税の申告手続**を行うことを可能とすること。
- 都道府県と税務署に対する重複手続を簡素化すること。
- 新制度の案内を早期に行い、現行制度との選択を一定期間可能とすること。

※制度の移行にあたっては現行法との選択の判断を一定期間可能とするため、新制度の案内は早期に行われるべき

要望項目 3（災害対応税制⁴）

⁴ 日本税理士会連合会「令和 9 年度税制改正建議書について」（重要建議項目 8） 1 6 頁。

➤ 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については控除の順番を見直すべき

- 雑損控除は、災害など納税者の意思に基づかない偶発的な損失による担税力の減少に配慮し、その損失額を所得金額から控除する制度
- 損失発生年の所得金額から控除しきれない額は、翌年分以後の所得金額から控除される
- 雑損控除が他の所得控除に先行するため、人的控除等又は雑損控除の繰越控除の機会を十分に活用できない場合がある

現行の問題点

建議

控除の順番	雑損控除が他の所得控除に先行するため、被災年度において人的控除が控除し切れない場合があり、被災者等の損害に対する税負担の軽減が限定的となる	災害損失以外の他の所得控除を先に適用し、最後に特定非常災害により生じた損失に係る雑損控除を適用することにより、被災者の負担軽減及び控除機会の拡大を図るべき。
-------	---	--

現行の問題点

建議

繰戻還付	特定非常災害に係る純損失について、繰戻しによる還付制度が整備されていない。	災害が生じた年分の純損失額について、申告期限の延長と組み合わせた繰戻し還付制度を検討すべき。
------	---------------------------------------	--

☞ 個人の有する住宅、家財等の損害は担税力の減殺を伴うものであることから、被災者の負担軽減及び控除機会の拡大を図るべき。

要望項目 4（中小法人税制⁵）

⁵ 日本税理士会連合会「令和 9 年度税制改正建議書について」（重要建議項目 7） 1 5 頁。

- 中小企業者等の法人税率の特例を延長すべき

地域経済の支え

雇用等の社会的役割を支援

中小法人の大切な役割

15%の税率を維持すべき中小法人の類型が存在

建議

- ・ 特に一定程度の所得の法人に対しては現行の15%の軽減税率を維持すべき

区分		所得	税率
普通法人	中小法人	年800万円以下の部分※1 年 800 万円超の部分	15% 23.2%
	中小法人以外の法人	全額	23.2%
一般社団法人等		年 800 万円以下の部分 年 800 万円超の部分	15% 23.2%
公益法人等		年 800 万円以下の部分 年 800 万円超の部分	15% 19%
協同組合等		年 800 万円以下の部分 年 800 万円超の部分	15% 19%

法人税率の軽減に関する図表※中小企業庁HPより一部編集の上引用

※単年所得10億円超の中小法人の場合、年800万円以下の所得金額の部分については、税率が17%まで軽減される。

要望項目 5（地方税⁶）

⁶ 日本税理士会連合会「令和 9 年度税制改正建議書について」（税制改正建議項目 3 6） 2 9 頁。

償却資産課税制度のあり方の抜本的見直し（建議書22頁）

- 償却資産に係る固定資産税制度は、現行制度のあり方を抜本的に見直すべき
- 申告期限の見直しや申告事務手続の効率化・簡素化など、実務上の問題を踏まえた見直しを行うべき

現行制度の問題点

- ① 国税の減価償却制度との評価方法の相違、賦課期日と法人決算日の不一致及び家屋と償却資産の区分の不明確さによる事務負担
 - ② 企業の設備投資の阻害要因
 - ③ 諸外国に例の少ない課税制度であり、国際競争力の観点から問題
- ※ 令和8年度税制改正大綱における免税点の変更は、物価上昇への対応にとどまり、本質的な改正には至っていない。

建議

- 償却資産が土地及び家屋とは異質の課税資産であることを踏まえ、固定資産税制度からの分離を含め、制度の抜本的な見直しを検討すべき
- その際、国税の減価償却制度との評価の統一、申告納税方式の採用、免税点方式から基礎控除方式への変更等を検討すべき
- 電子申告の場合に法人税の申告期限を選択できる制度について、早期に実現すべき